

# 法教育

ワークショップ 2004

- ジュニア・ロースクール 福井
- 法教育ミニ・フォーラム

報告書

福井弁護士会

# 福井弁護士会「法教育ワークショップ 2004」報告書

福井弁護士会 広報(法教育担当)委員会  
委員長 野坂 佳生

## □ 本事業の目的

平成14年10月、関東弁護士会連合会定期大会シンポジウム「こどものための法教育」において、司法教育、憲法教育、消費者教育等の枠を超え、「身の回りの問題や社会に生起する問題について自ら考え公正に解決できる資質(法的資質)」の育成を目的とする「法教育」の概念が提言された。以来、福井弁護士会においては、従前より行なっていた学校への講師派遣による司法教育あるいは消費者教育への協力と並行して、教育現場での模擬授業の実施、福井県教育研究所における教員対象法教育研修の実施、社団法人福井青年会議所の青少年育成事業に対する教材提供等、法教育の教育現場への普及に向けて種々の活動を行なってきた。

この間、法務省には「法教育研究会」が設置され、同研究会の教材作成部会においては、来春以降の学校現場における法教育実践に向けて中学生対象の教材開発が進められている。

このような状況をふまえ、当弁護士会は、福井県教育委員会・福井市教育委員会の御後援と、福井地方裁判所・福井地方検察庁、および前記「法教育研究会」委員でもある福井大学教育地域科学部橋本康弘助教授の御協力を得て、夏休み中の中学生を対象とする法教育授業の実践を行なうとともに、小・中学校教員対象のミニ・フォーラム(体験模擬授業及びその感想をふまえた意見交換会)を実施し、法教育の趣旨の理解を求めるとともに、義務教育の現場における実践上の課題を探ることとした。

## □ 本事業の内容

### 【ジュニア・ロースクール福井2004】 参加中学生 41名

1日目(8月5日)	午前	童話素材模擬裁判「3匹のこぶた殺人事件」	【資料1】
	午後	「裁判官・検察官・弁護士と話してみよう」	【資料2】
2日目(8月6日)	午前	第1教室「公平ってなんだろう」	【資料3】
		第2教室「ペナルティを考える」	【資料4】

### 【法教育ミニ・フォーラム】 参加教員数 28名

2日目(8月6日)	午後	体験模擬授業「ルールづくり」	【資料5】
		意見交換会	

※本フォーラムは福井市教育委員会の分野別研修課題としての御指定を頂戴した。

## □ 本事業の報告

### 【ジュニア・ロースクール福井2004】

参加生徒からのアンケート集計結果は別紙1のとおりである。

童話素材模擬裁判「3匹の子豚殺人事件」については、参加生徒数 41 名中 39 名が、「とても興味を持てた」あるいは「そこそこ興味を持てた」と回答し、「少し退屈した」あるいは「とても退屈した」と回答した生徒数は0であった。内容については、正当防衛の成否というかなり専門的な問題を扱うものではあったが、参加生徒数 41 名中 39 名が、「よく理解できた」あるいは「だいたい理解できた」と回答し、「あまり理解できなかった」と回答した生徒は1名にとどまった。

法教育模擬授業第1教室「公平ってなんだろう」については、参加生徒数 22 名中 21 名が、「とても興味を持てた」あるいは「そこそこ興味を持てた」と回答し、「少し退屈した」あるいは「とても退屈した」と回答した生徒数は0であった。内容の難易度については、21 名中 9 名が「よく理解できた」、12 名が「だいたい理解できた」と回答し、「あまり理解できなかった」もしくは「ぜんぜん理解できなかった」と回答した生徒数は0であった。

法教育模擬授業第2教室「ペナルティを考える」については、参加生徒数 19 名中 17 名が、「とても興味を持てた」あるいは「そこそこ興味を持てた」と回答し、「少し退屈した」あるいは「とても退屈した」と回答した生徒数は0であった。内容の難易度については、19 名中 11 名が「よく理解できた」、7 名が「だいたい理解できた」と回答し、「あまり理解できなかった」もしくは「ぜんぜん理解できなかった」と回答した生徒数は0であった。

### 【法教育ミニ・フォーラム】

参加教員からのアンケート集計結果は別紙2のとおりである。

参加教員 28 名中 22 名が、法教育の意図する「身の回りの問題を自主的・公正に解決する力の育成」について「とても必要を感じる」と回答し、26 名が「自分の授業にぜひ取り入れてみたい」もしくは「取り入れてみてもよい」と回答した。体験模擬授業「ルールづくり」の教材に対しては、中学生レベルにおいて「よく理解できるであろう」あるいは「だいたい理解できるであろう」との回答が 23 名であり、教材の完成度については、「よくできている」あるいは「そこそこできている」との回答が 25 名であったが、「やや完成度が低い」との回答も1名あった。

体験模擬授業を受けていただいた後の意見交換会においては、別紙3のような意見が出されたが、多くの教員から、教育現場における授業時間数の不足に関する指摘がなされた。特に、現在の状況を前提とする限り、社会科教育の枠の中に法教育を閉じ込めておくことは得策ではなく、道徳等の他の授業時間枠との連携や、生徒会活動を利用した実践等を検討していくべきであるとの指摘がなされた。

また、教育現場から法律家サイドへの要望の中では、わが国における法教育の内容が未だ体系化されていないのではないかと、義務教育の中での実践を追求していくならば体系化が不可欠であるとの指摘が有益であった。

## □ 総括および今後の課題

個々の教材については、生徒からの反応もかなり良好であり、また現場教員サイドからも、概ね「中学生向け教材として妥当なレベルであろう」との感想が述べられたことから、現在の方向でさらに教材開発を進め、また授業方法のマニュアルを順次整備していくこととしたい。

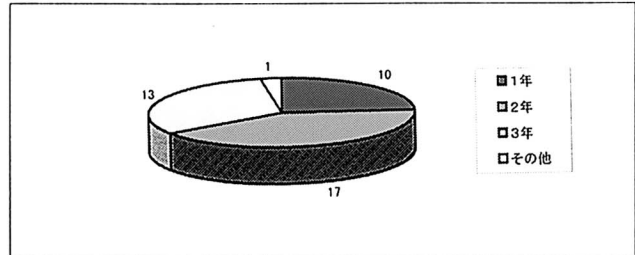
今後の課題としては、このように個別の教材を単発的に教育現場へ提供していくにとどまらず、「法教育」全体としての体系を検討・整備していくことが緊急の課題であると考え。具体的に言えば、これまで主要なモデルとしてきた米国CCEの法教育体系をそのまま我が国でも利用するのかどうかという問題である。

あわせて、教育現場における認知度が低いとの指摘がなされたことを踏まえ、弁護士会として、どのように法教育の具体的なイメージに関する広報活動を行なっていくかについて、戦略的な視点からの検討が必要であると考えられる。

## 参加生徒アンケート集計結果

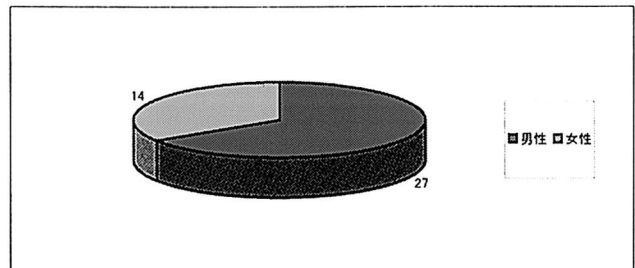
### 1 あなたの学年を教えてください

	単位(人)
1年	10
2年	17
3年	13
その他	1



### 2 あなたの性別を教えてください

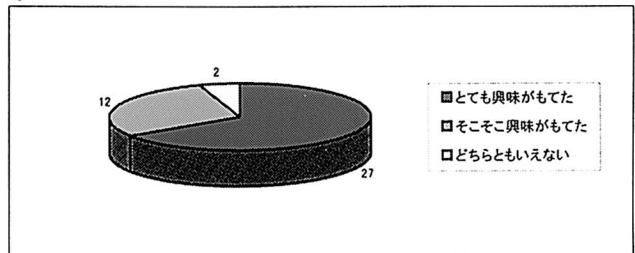
	単位(人)
男性	27
女性	14



### 3 「3匹のこぶた殺人事件」模擬裁判(8月5日午前中)について

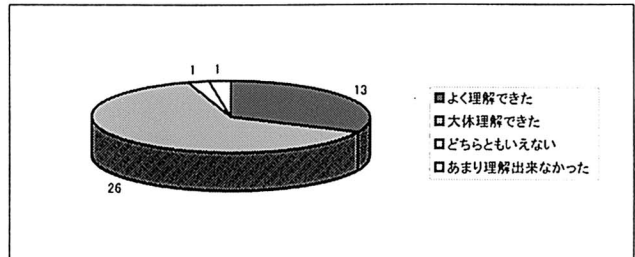
#### ①興味をもてましたか、それとも退屈しましたか？

	単位(人)
とても興味をもてた	27
そこそこ興味をもてた	12
どちらともいえない	2
少し退屈した	0
とても退屈した	0



#### ②難しかったですか(内容が理解できましたか)？

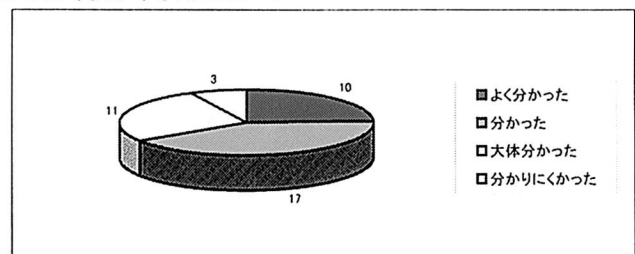
	単位(人)
よく理解できた	13
大体理解できた	26
どちらともいえない	1
あまり理解出来なかった	1
ぜんぜん理解出来なかった	0



### 4 「裁判官・検察官・弁護士と話してみよう！」(8月5日午後)について

#### ①裁判官・検察官・弁護士の仕事がどのようなものか分かりましたか？

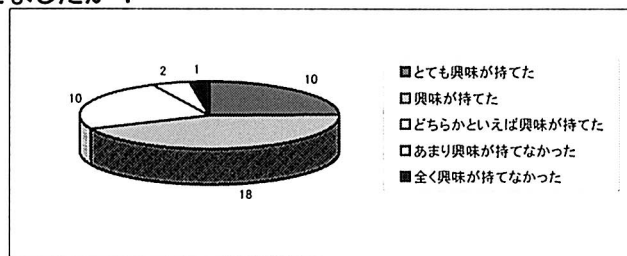
	単位(人)
よく分かった	10
分かった	17
大体分かった	11
分かりにくかった	3
ぜんぜん分からなかった	0



②裁判官・検察官・弁護士の仕事に興味がありましたか？

単位(人)

とても興味を持った	10
興味を持った	18
どちらかといえば興味を持った	10
あまり興味を持てなかった	2
全く興味を持てなかった	1



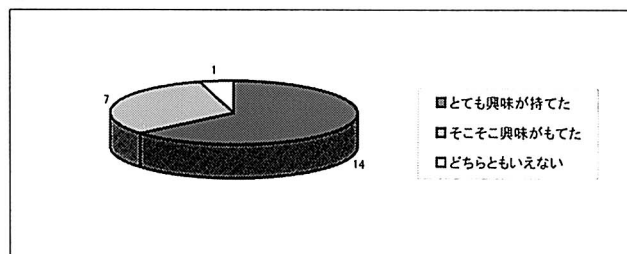
5 「身近な問題で『正しさ』について考えよう」(8月6日午前)について

《公平ってなんだろう？》

①興味をもてましたか、それとも退屈しましたか？

単位(人)

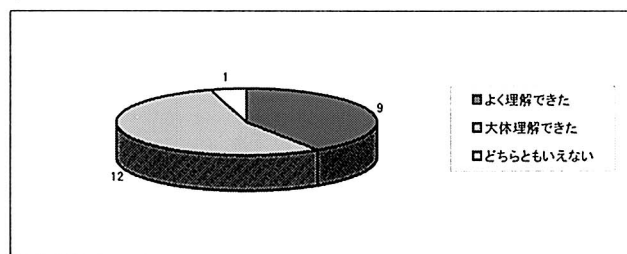
とても興味を持った	14
そこそこ興味をもてた	7
どちらともいえない	1
少し退屈した	0
とても退屈した	0



②難しかったですか(内容が理解できましたか)？

単位(人)

よく理解できた	9
大体理解できた	12
どちらともいえない	1
あまり理解出来なかった	0
ぜんぜん理解出来なかった	0

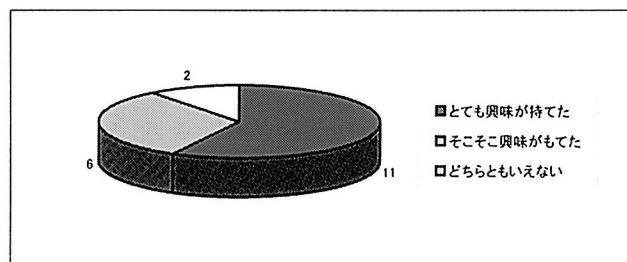


《ペナルティを考える》

①興味をもてましたか、それとも退屈しましたか？

単位(人)

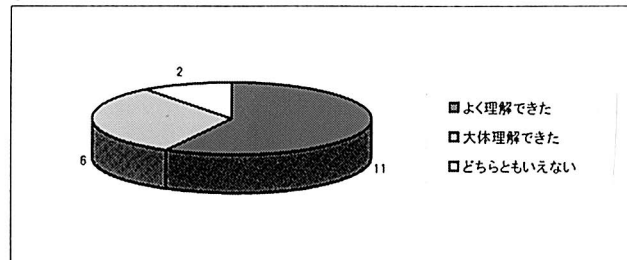
とても興味を持った	11
そこそこ興味をもてた	6
どちらともいえない	2
少し退屈した	0
とても退屈した	0



②難しかったですか(内容が理解できましたか)？

単位(人)

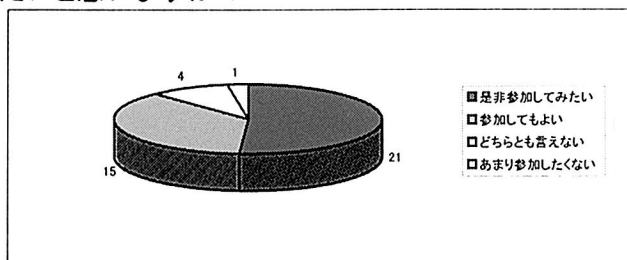
よく理解できた	11
大体理解できた	6
どちらともいえない	2
あまり理解出来なかった	0
ぜんぜん理解出来なかった	0



6 「ジュニアロースクール福井」全体について

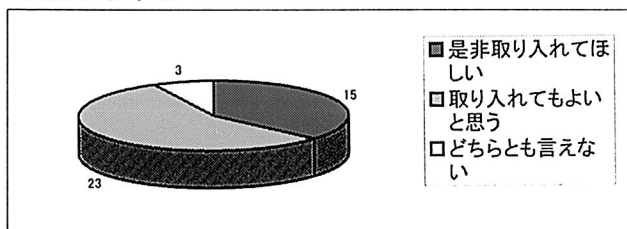
① 今回のような企画があれば、また参加してみたいと思いますか？

単位(人)	
是非参加してみたい	21
参加してもよい	15
どちらとも言えない	4
あまり参加したくない	1
絶対に参加したくない	0



② 今回のような授業を学校でも取り入れてほしいと思いますか？

単位(人)	
是非取り入れてほしい	15
取り入れてもよいと思う	23
どちらとも言えない	3
あまり取り入れてほしいとは思わない	0
ぜんぜん取り入れてほしいとは思わない	0



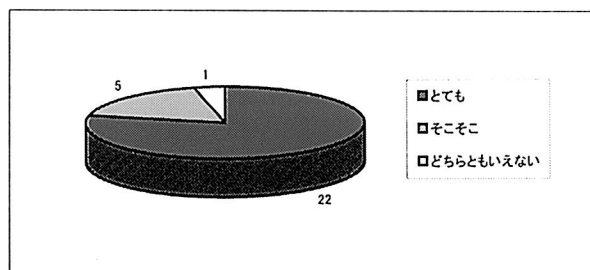
## 法教育ミニ・フォーラム(体験模擬授業)

### 参加教員アンケート集計結果

#### 1 体験模擬授業の内容について

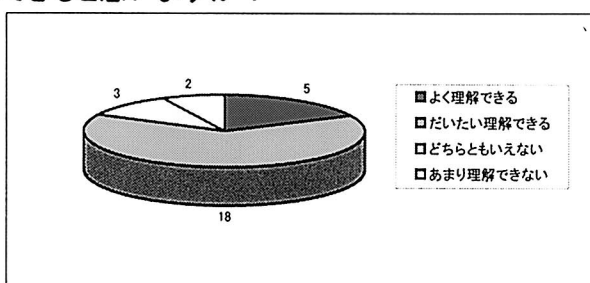
- ① 授業の狙い(身の回りの問題を自主的・公正に解決する力の育成)について、その必要性を感じますか？

	単位(人)
とても	22
そこそこ	5
どちらともいえない	1
あまり	0
ぜんぜん	0



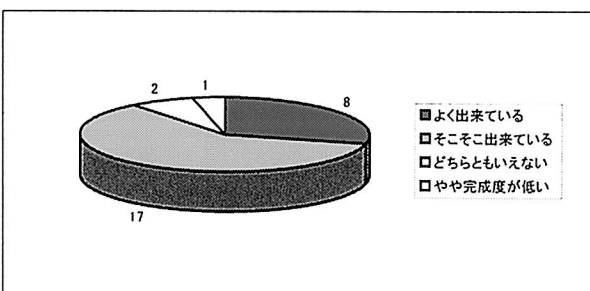
- ② 中学生レベルで考えたときに、授業が理解できると思いますか？

	単位(人)
よく理解できる	5
だいたい理解できる	18
どちらともいえない	3
あまり理解できない	2
ぜんぜん理解できない	0



- ③ 教材の完成度をどう感じましたか？

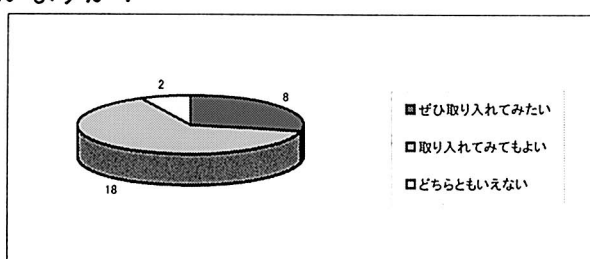
	単位(人)
よく出来ている	8
そこそこ出来ている	17
どちらともいえない	2
やや完成度が低い	1
とても完成度が低い	0



#### 2 学校教育現場における実践の可能性について

- ① 御自身の授業に取り入れてみてもよいと思いますか？

	単位(人)
ぜひ取り入れてみたい	8
取り入れてみてもよい	18
どちらともいえない	2
あまり思わない	0
ぜんぜん思わない	0





## ミニ・フォーラム(意見交換会)における参加教員の意見

### □ 体験模擬授業の感想等

- ・ 法教育の必要性自体は強く感じる。
- ・ このように、生徒に自ら考えさせる授業は必要である。
- ・ 法教育を社会科教育の枠の中に閉じ込めることなく、より幅広い学校教育全体の中で考えていくべきだと感じた。総合的学習の時間の利用はもちろんだが、その他にも、例えば生徒会のリーダー研修会の場を利用して集中的に実施することなども検討に値する。

### □ 現状の条件下で「法教育」的な授業を実践していくうえでの課題

- ・ どの授業時間枠で行うべきなのか。
- ・ どの授業時間枠で行なうとしても、限られた授業時間数の中で多くのことを教えなければならず、法教育的な授業に数時間以上を割くことは困難である。
- ・ 「総合学習」の時間も、やらなければならない分野がたくさんあり、余裕がない。
- ・ 「公民」のうち約3分の1は憲法分野の学習にあてることができるが、指導要領上この分野で教えなければならない事項は多く、やりくりするにも限界がある。
- ・ ある程度まとまった授業時間が必要であるならば、単一の授業時間枠にとらわれず、例えば「公民」と「道徳」から授業時間を持ち寄るということも考えられる。

### □ 法律家に対して求めること

- ・ 教育現場への認知度が低い。法教育がどのようなものなのかということが認知されれば、実践の必要性を感じる教師は多いと思う。弁護士会はもっと積極的なPRをしていくべきだ。
- ・ 日本において「法教育」という分野の体系がどこまでできあがっているのか。ある程度体系的にできあがったものでなければ、義務教育の現場での実践は難しい。体系化への努力が必要である。

# 資 料 集

# ジュニア・ロースクール福井

平成 16 年 8 月 5 日（木）・6 日（金）

於 国際交流会館

主催 福井弁護士会

後援 福井県教育委員会 福井市教育委員会

協力 福井地方裁判所 福井地方検察庁

# タイムスケジュール

## 1日目 8月5日(木)

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 9:30～       | 受付開始                      |
| 10:00～10:05 | 主催者(福井弁護士会)からのあいさつ        |
| 10:05～10:25 | オリエンテーション                 |
| 10:30～11:15 | 模擬裁判「3匹の子ぶた殺人事件」(裁判部分)    |
| (休憩)        |                           |
| 11:25～12:10 | 模擬裁判「3匹の子ぶた殺人事件」(評決・判決部分) |
| (昼食)        |                           |
| 13:10～14:40 | 「裁判官・検察官・弁護士と話してみよう！」     |
| 14:40～15:00 | 1日目のまとめ・明日のオリエンテーション      |

## 2日目 8月6日(金)

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 9:30～       | 受付開始                      |
| 10:00～10:45 | 身近な問題で「正しさ」について考えてみよう(前半) |
| (休憩)        |                           |
| 10:55～11:40 | 身近な問題で「正しさ」について考えてみよう(後半) |
| 11:40～11:50 | アンケート記入                   |
| 11:50～12:00 | 修了式・修了証書授与                |

※2日間おつかれさまでした。

# 「3匹のこぶた」殺人事件

(ジュニア・ロースクール版)

## 模擬裁判を見る前に(この裁判で使う基本知識)

### 刑法第199条(殺人罪)

人(この場合はオオカミを含むものとする)を殺したものは、死刑・無期懲役刑・または3年以上の懲役刑に処せられる。

### 刑法第190条(死体損壊罪)

死体(この場合にはオオカミの死体を含むものとする)を壊したり捨てたりしたものは、3年以下の懲役刑に処せられる。

### 刑法第35条1項(正当防衛・せいとうぼうえい)

「とっさに迫ってきた不正な攻撃」から自分や他人を守るために、やむを得ずにした行為については、罰せられることがない。

- ・ 「とっさに迫ってきた攻撃」とは、「将来予想される攻撃」でも「すでに終わってしまった攻撃(相手が攻撃意志をなくした場合など)」でもなく、現に攻撃を受けているか、今まさに受けようとしているという意味です。
- ・ 「不正な攻撃」とは、正当な理由のない攻撃のことです。
- ・ 「やむを得ずに」というのは、「攻撃から身を守る手段が他になかった」ということです。しかし、もともと相手の攻撃が「不正」なわけですから、他に身を守る手段が「何ひとつ考えられない」ということではなく、「普通に考えれば、反撃したことも仕方がなかった」という程度にゆるやかに考えるべきだとされています。

### 刑法35条2項（過剰防衛・かじょうぼうえい）

「とっさに迫ってきた不正な攻撃」から自分や他人を守るためにやむを得ずした行為であっても、いきすぎた反撃行為は正当防衛にはならず罰せられます。但し、この場合には、刑を軽くしたり、刑を免除（有罪ではあるが刑罰は課さない）したりすることができます。

### 誤想防衛・ごそうぼうえい

「とっさに迫ってきた不正な攻撃」が実際にはないのに、それがあると勘違いして反撃してしまったときには、そのように勘違いしたことに落ち度がなければ、誤想防衛が成立します（正当防衛と同じように処罰されない）。しかし、不正に攻撃されていると勘違いしてしまったことについて落ち度があれば、誤想防衛は成立しません。

以上をまとめると、下の図のようになります。

正当防衛が成立する場合 ⇒ 無罪

正当防衛は成立しないが誤想防衛が成立する ⇒ やはり無罪

正当防衛も誤想防衛も成立しない ⇒ 有罪

但し過剰防衛が成立すれば刑が  
軽くなることはある。

裁判長

被告人は前へ出てください。名前はなんと言いますか？

子豚

カーリー・ザ・ピッグです。

裁判長

それではこれから、あなたに対する殺人被告事件の審理を始めます。検察官、起訴状を読みあげてください。

検察官

はい。

公訴事実。被告人は、自分の兄ふたりがオオカミに食べられてしまったと聞いたことや、自分もオオカミに家を吹き飛ばされそうになったことから、「このままでは、いつかオオカミに食べられてしまう」と思い、「こうなれば、逆にオオカミを殺してしまうしかない」と考えてチャンスをねらっていたが、平成16年5月15日、祭りからの帰り道でオオカミを驚かせてしまったことなどから、オオカミが自宅へやってくることを予想し、暖炉で大鍋にお湯をわかしてオオカミを待ち受けていたところ、予想どおりにオオカミがやってきたので、オオカミを怒らせてエントツから家の中に入らせようと考え、オオカミを侮辱したところ、怒ったオオカミがエントツから被告人の家の中に入ろうとしてお湯をわかした大鍋の中に転落したため、すぐに大鍋にフタをして約5分間押さえつけ、オオカミを全身やけどで死なせたうえに、その死体をグツグツと煮て食べてしまったものであります。

以上の事実は、刑法第199条の殺人罪、刑法第190条の死体損壊罪にあたりますので、審理をお願いします。

裁判長

では、最初に被告人に注意しておきます。被告人には、黙秘権という権利があります。被告人は、この裁判でいろいろな質問をされますが、答えたくなければ答えなくてもかまいません。黙っていたからといって被告人が不利になることはありません。もちろん、質問に答えてもかまいませんが、被告人が答えた内容は、被告人に有利な証拠になることも不利な証拠になることもあります。わかりましたか？

子豚

はい、わかりました。

裁判長

では、被告人に質問します。さきほど検察官が読み上げた公訴事実は、そのとおり間違いありませんか？

子豚

とんでもありません。ぼくがオオカミを殺して食べるチャンスをねらっていたなんてことはありません。あの日は、晩ごはんは湯豆腐を食べようと思って、たまたま鍋にお湯をわかしていたのです。ところが、オオカミが「お前を食べてやる」と言ってエントツから入ってこようとしたので、びっくりして、とっさに鍋のフタをとったら、そこにオオカミが落ちたのです。もう、恐ろしくてオオカミの姿を見ることさえもできず、必死で鍋のフタをしめました。そして、ようやくオオカミが動かなくなったので恐る恐るフタをとってみたのですが、オオカミがピクリと動いたような気がして、今にも生き返ってきて自分を食べてしまうのではないかと思い、恐ろしさのあまりにオオカミを食べてしまったのです。今までに、あんなにまずいものを食べたことはありません。

裁判長

弁護人の意見はいかがですか。

弁護人

裁判長。オオカミが子豚にとってどれほど恐ろしいものであったかということは、考えるまでもないことです。そのオオカミが、無理やりエントツから被告人の家に入ろうとしてきたのです。これは住居侵入罪であります。被告人は、自分の命を守ろうとして、とっさにオオカミを煮てしまったわけですから、殺人については、もちろん正当防衛で無罪です。もし被告人がそうしなかったら、食べられていたのは被告人のほうだったのです。

また、オオカミがピクリと動いたような気がして、生き返って自分に仕返しするのではないかと思ったというのも、子豚のオオカミに対する恐怖を思えば、仕方ないことです。どんな子豚がオオカミの肉など好んで食べるでしょうか。恐ろしさのあまりに、無理やり食べたに決まっています。だから、死体損壊についても、やはり正当防衛で無罪です。



## 裁判長

それでは検察官、冒頭陳述をどうぞ。

## 検察官

はい。検察官が証拠によって証明しようとする事実は、以下のとおりです。

被告人は、3人兄弟の末っ子として生まれました。被告人が生まれたとき、父親はすでに死亡しており、被告人の家の生活は楽ではありませんでした。それで被告人の母親は、被告人が3歳になったとき、3兄弟に、家を出て自分で生活していくようにと命じました。

いちばん上の兄のローリーは、家を出たあと、建築資材業者のジャック・スミス氏から「わら束」を譲り受けて、わらで住宅を建築しましたが、やってきたオオカミに住宅を吹き飛ばされてしまい、行方不明になっています。次の兄のモーも、家を出たあと、ジャック・スミス氏から木の枝を譲り受けて、木の枝で住宅を建築しましたが、やってきたオオカミに住宅を吹き飛ばされてしまい、やはり行方不明になっています。オオカミは被告人の家も吹き飛ばそうとしましたが、被告人はレンガで住宅を建築したために、オオカミに家を吹き飛ばされることはありませんでした。しかし、被告人は、兄ふたりがオオカミに食べられてしまったに違いないと考えており、自分もオオカミに命を狙われていると感じて、チャンスがあればオオカミを殺してしまうしかないと考えようになりました。

その後、オオカミは被告人をいろいろなところに誘いましたが、被告人はオオカミを警戒して一緒に出かけないようにしていました。平成16年5月15日にも、被告人はオオカミからお祭りに誘われていましたが、約束の時間よりも早く、ひとりでお祭りに行ってバター作りの樽を買いました。その帰り道、坂の下から歩いてくるオオカミを見つけたので、とっさに樽の中に入って坂を転がり落ちたところ、驚いたオオカミは逃げ帰りました。

自宅に戻った被告人は、オオカミとの約束をすっぽかしてひとりでお祭りに行ったことや、その帰り道でオオカミを驚かせたことから、オオカミが怒ってやってくるに違いないと考え、この機会にオオカミを殺してしまおうと決意し、暖炉で大鍋にお湯をわかしてオオカミを待ち受けました。すると、予想どおりオオカミが被告人の家にやってきて、「お祭りに行こうとしたら、坂の上から樽が転がってきて肝をつぶした」と言ったので、被告人は、オオカミを怒らせてエントツの中に誘い込もうとして、オオカミを侮辱しました。すると、怒ったオオカミが被告人の狙いどおりにエントツから被告人の家の中に入ろうとしたため、被告人は、公訴事実に記載したとおりの犯行に及んだものであります。

以上の事実を証明するために、殺されたオオカミの母親と、建築資材業者のジャック・スミス氏を証人として請求します。

裁判長

弁護士、検察官の証拠請求に対する御意見は。

弁護士

異議ありません。

裁判長

では、証人兩名は前に出てください。まず、うそをつかないという宣誓をしていただきます。宣誓書を手に持って読み上げてください。

母オオカミ・ジャックスミス氏

真実だけを話し、うそをついたり、知っていることを隠したりしないことを誓います。

裁判長

いま宣誓をしていただきましたので、嘘の証言をすると、偽証罪で処罰されることがあります。では、オオカミのお母さんはイスに腰掛けてください。ジャック・スミス氏は呼出しがあるまで控え室でお待ちください。検察官から質問をどうぞ。

検察官

5月15日に被告人の家で死亡したのは、あなたの息子さんですね？

母オオカミ

そうです。とても優しい息子でした。あの日も、友達の子豚と一緒にお祭りに行って、子豚に何か買ってあげると言って家を出て行ったんです。

検察官

実際には、息子さんは、被告人と一緒にお祭りに行ったようでしたか？

母オオカミ

いいえ。「子豚を迎えに行ったけど、家にいなかったの、ひとりでお祭りに行こうとしたら、坂の上から樽がころがってきて、とてもびっくりした。それで、買い物もしないで帰って来た。」と言って、とても残念そうにしていました。

検察官

それから、息子さんはどうしましたか？

母オオカミ

「ひょっとしたら、子豚は約束の時間をまちがえて、どこかに出かけていたのかもしれないから、もういちど子豚の家に行ってみる。」と言って、家を出て行きました。

検察官

そして、もう帰ってはこなかったわけですね。

母オオカミ

ええ。夕食の時間が近くなっても帰ってこないで、子豚の家へ様子を見に行ったら、この子豚が（被告人を指さす）、私の息子を食べていたんです。

検察官

あなたは、被告人があなたの息子さんを食べているところを見たのですか？

母オオカミ

はい。大きな鍋の中に私の息子の死体が入っていて、この子豚が、舌なめずりをしながら、とてもおいしそうに息子を食べていました。子豚の前には、いくつか調味料が置いてありました。それだけならまだしも、「オオカミのおいしい食べかた」という料理の本まで置いてあったのです。

検察官

あなたは、被告人の家の中に入り込みましたか？

母オオカミ

いいえ、窓から家の中をのぞいただけです。

検察官

どうして家の中に入れてもらわなかったのですか？

母オオカミ

もちろん、気が狂ったようにドアをノックして、入れてくれるように頼みました。でも、この子豚は、知らん顔をして私の息子を食べて続けていたんです。こんな「人でなし」、じゃなくて「豚でなし」の豚は見たことがありません。

検察官

私からの質問は、以上です。

裁判長

弁護士、反対尋問をどうぞ。

弁護士

はい。お母さん、あなたの息子さんは、子豚が大好物だったのではありませんか？

母オオカミ

いいえ。息子の好物は、豚ではなくてヤギでした。

弁護士

でも、あなたの息子さんは、被告人のお兄さんたちを2匹とも食べてしまったという噂ですよ。あなたは、そのことを聞いていませんか？

母オオカミ

私は、そんな噂は今まで聞いたこともありません。

弁護士

では、あなたが被告人の家へ様子を見に行ったのは、何時ごろでしたか？

母オオカミ

そろそろ晩ごはんだと思って迎えに行ったので、夕方6時すぎだったと思います。

弁護士

被告人の家の中には、あかりがついていましたか？

母オオカミ

さあ、どうだったかしら。あかりは、ついていなかったように思います。

弁護士

夕方6時すぎだと、家の中は、かなり暗かったのではありませんか？

母オオカミ

5月ですから、そんなに真っ暗ではありませんが、やや薄暗かったとは思いますが。

弁護士

被告人の前に「オオカミのおいしい食べかた」という料理の本があったと言いましたが、窓から薄暗い家の中をのぞいただけで、そんな細かいところまで見えましたか？

母オオカミ

私には、そう書いてあるように見えました。

弁護士

ところで、あなたは被告人を憎んでいるのでしょうか？

母オオカミ

(怒って) だいたい息子を食べられたんですから、あたり前です。

弁護士

被告人は「オオカミのおいしい食べかた」などという本は持っていないと言っているのですが、あなたは被告人を憎らしく思うあまり、被告人がうまそうに息子さんを食べていたとか、オオカミの料理の本が置いてあったとか思い込んでいるのではありませんか？

母オオカミ

いいえ、そんなことはないと思います。

弁護士

反対尋問は以上です。

裁判長

証人は傍聴席に戻ってください。

ジャック・スミスさん、証言台へどうぞ。先ほど宣誓されましたので、嘘の証言をすると処罰されることがありますから気をつけてください。検察官、どうぞ。

検察官

あなたは、被告人の兄たちを知っていますか？

ジャック・スミス

ええ。いちばん上の兄がローリー、次の兄がモーという名前でした。

検察官

ローリーとモーのことを、どうして知っているのですか？

ジャック・スミス

ローリーからは、家をつくる「わら」がほしいと頼まれました。私は、「冗談言うな。安全性に問題があるぞ。」と言いましたが、ローリーが「わら」がいいと言うので、言うとおりに「わら」をあげました。

検察官

できあがったローリーの家を見たことがありますか？

ジャック・スミス

はい。でも、長持ちはしませんでしたね。

検察官

それは、どうしてですか？

ジャック・スミス

オオカミに吹き飛ばされてしまったからです。カーリーが煮て食べてしまったという、あのオオカミですよ。

検察官

では、モーのほうは、どうして知っているのですか？

ジャック・スミス

家をつくる木の枝がほしいと頼まれたからです。私は、「冗談言うな。安全性に問題があるぞ。」と言いましたが、モーが木の枝でいいと言うので、木の枝をあげました。

検察官

できあがったモーの家を見たことがありますか？

ジャック・スミス

はい。でも、ローリーの家と同じように、オオカミに吹き飛ばされてしまいました。

検察官

ローリーとモーは、そのあと、どうなったのでしょうか？

ジャック・スミス

行方不明です。オオカミに食べられてしまったのだと言う人もいますが、実際にオオカミが2匹を食べているところを見た人はいないので、なんとも言えません。

検察官

ところで、あなたは、被告人のカーリーには家を建てる材料をあげましたね？

ジャック・スミス

はい。カーリーはレンガが欲しいと言ったので、レンガをあげました。オオカミは、カーリーの家も吹き飛ばそうとしたそうですが、「レンガだったので吹き飛ばされずにすんだ」とカーリーが喜んで、私のところへ御礼を言いに来たことがあります。

検察官

あなたは建築資材の販売業者だそうですが、子豚の3兄弟に、ただで家を建てる材料をあげたのはどうしてですか？

ジャック・スミス

まだ子どもなのに家を出されたと聞いていたので、かわいそうに思いました。

検察官

ところで、被告人の兄ふたりがオオカミに食べられてしまったという噂があると証言されましたが、その噂は被告人の耳にも入っていたと思いますか？

ジャック・スミス

はい。カーリーは、その噂を信じていたようです。

検察官

どうして、そう思うのですか？

弁護士

裁判長、異議があります。不当な誘導尋問です。

裁判長

異議を認めます。検察官は質問を変えてください。

検察官

では、いまの質問は撤回します。ジャック・スミスさん、被告人が、オオカミについてどんなことを言っていたか、ほかに何か記憶がありますか？

ジャック・スミス

そうですね。「オオカミが、よく自分を誘いに来るので困っている」とぼやいているのを聞いたことは何度かあります。一緒にリンゴを取りに行こうと誘われたとか、いろいろ言っていましたね。この事件の日にも、お祭りに行こうと誘われていたという話はカーリーから聞いていました。

検察官

被告人は、オオカミに誘われることが嫌そうな様子だったのですかね？



ジャック・スミス

はい。「オオカミは、僕を家から誘い出して食べてしまおうと狙っているだけだ」と言っていましたね。

検察官

オオカミは、本当にそんなつもりで被告人を誘っていたのでしょうか？

ジャック・スミス

いや、それは私にはわかりません。

検察官

私からの質問は以上です。

裁判長

弁護士、反対尋問をどうぞ。

弁護士

ジャック・スミスさん、オオカミがローリーとモーを食べたかどうか見た人はいないと証言されましたが、オオカミがローリーとモーの家を吹き飛ばしたことは確かですか？

ジャック・スミス

まず間違いないと思います。ローリーとモーの家は、どちらも私の店の近くにあって、私の店の前を通らないと行けません。ちょうどオオカミがローリーの家の方へ行くのを私が見た日に、ローリーの家がなくなったのです。モーの家についても同じです。

弁護士

オオカミが、ローリーとモーの家の方から帰るところは見ていませんか？

ジャック・スミス

ちょっと気がつきませんでしたね。私も、配達に出たりして店にいないことはありますから。

弁護人

オオカミがローリーとモーの家のほうへ行くのを見て、2匹のことが心配ではありませんでしたか？

ジャック・スミス

それは心配でした。ただ、私もオオカミは怖いので、だいぶ時間がたってから、そつと様子を見に行ったのです。そうしたら、2匹の家が吹き飛ばされていたというわけです。

弁護人

そして、その日からローリーもモーも行方不明になったということですが、そうだとすると、2匹がオオカミに食べられたと考えるのが自然じゃないでしょうか？

ジャック・スミス

そうかもしれません。ただ、現場には2匹の骨は残っていませんでしたね。

弁護人

オオカミが、ローリーやモー以外に子豚を食べているのを見たことはありますか？

ジャック・スミス

私は見たことがありませんが、なにしろオオカミですから、食べていたとしても不思議ではないと思います。

弁護人

質問を終わります。

裁判長

証人は御苦勞様でした。

弁護人のほう証人の申請はありますか？

弁護人

はい、被告人に対する質問をお願いします。

裁判長

では、被告人は前へ出てください。答えたくない質問には答えなくてもよいこと、答えたことは有利不利にかかわらず証拠になることは、この裁判の最初に告げたとおりです。では、弁護士から質問をどうぞ。

弁護士

あなたは、事件の日、オオカミからお祭りに行こうと誘われていましたか？

子豚

はい、誘われていましたけど、一緒には行きませんでした。ぼくを食べようとして誘っているのが、わかっていたからです。

弁護士

どうして、そんなふうにしたのですか？

子豚

オオカミは、兄ふたりの家を吹き飛ばしましたが、ぼくの家も吹き飛ばそうとしたことがあります。でも、レンガで作ってあったので、吹き飛ばすことができませんでした。そのことがあったあと、オオカミは、一緒にカブをとりに行こうとか、リンゴを取りに行こうとか、いろいろ理由をつけて、ぼくを家の外に誘い出そうとするようになったのです。

弁護士

それで、あなたは、お祭りには行ったのですか？

子豚

はい。オオカミと一緒に行くのは嫌でしたけど、お祭りでバター作りの樽を買いたかったので、ひとりで行きました。

弁護士

オオカミのお母さんの証言によると、オオカミは、お祭りに行く途中で、坂の上から樽が転がってくるのに驚いて逃げ帰ったそうですが、これは、あなたがしたことですか？

子豚

びっくりさせるつもりでやったんじゃないありません。家に帰る途中でオオカミがやってくるのが見えたので、あわてて樽の中にかくれたら、ころがってしまったんです。

弁護士

それで、あなたが家に帰ったあと、オオカミが家にやってきたんですね？

子豚

そうです。オオカミは、「お祭りに行ったら、樽がころがってきてびっくりした」と言いました。ぼくも、やめておけばよかったのに、家の中にいるという安心感から、ついオオカミに「それじゃ、君をびっくりさせたのはこのぼくさ」などと言ってしまったのです。

弁護士

それを聞いたオオカミは、怒ったでしょうね。

子豚

カンカンに怒りました。そして、「エントツからおりて行って、お前を食べてやる」と叫ぶと、本当に屋根に登ってきたものですから、生きた心地がしませんでした。

弁護士

それで、あなたはどうしましたか？

子豚

暖炉を見ると、ちょうど夕食に湯豆腐を食べようと思って、大鍋でお湯をわかしていたものですから、とっさに鍋のフタをとりました。そのとたん、オオカミが鍋の中に落ちてきたのです。それで、夢中で鍋にフタをして押さえつけました。オオカミを食べてやろうとか、そんなことを考えている余裕なんかありませんでした。オオカミは鍋の中で暴れていましたから、少しでも力をゆるめたらオオカミが飛び出してくると思って、とにかくオオカミが動かなくなるまで、必死で押さえつけていました。

弁護士

そのあと、煮えたオオカミを食べてしまったのはどうしてですか？

子豚

ようやくオオカミが静かになったので、おそるおそる鍋のフタをあけてみましたが、しばらく見ていたら、オオカミがピクリと動いたような気がしたんです。ぼくは、いまにもオオカミが生き返ってくるような気がして、とても恐ろしくなりました。それで、「もう、こうなった以上は食べてしまうしかない」と思って、無理やり口につめこみました。

弁護士

質問は以上です。

裁判長

検察官、どうぞ。

検察官

はい。私からもいくつか聞きたいことがあります。まず、オオカミが家にやってきたのは、何時ころでしたか？

子豚

だいたい5時半くらいではなかったかと思います。

検察官

そのときすでに、お湯はぐらぐらと煮たっていたと先ほど言いましたね。

子豚

はい。そろそろ火を止めようかと思っていたときに、オオカミが来たんです。

検察官

オオカミがすっかり入ってしまうくらい大きなナベですから、5時半ころにお湯がぐらぐら煮たっていたということだと、5時ころにはお湯をわかし始めたのではありませんか？

子豚

そうだったかもしれません。

検察官

だとすると、まだ夕食の用意をするには早い時間でしょう。どうして、そんなに早い時間から、お湯をわかしはじめる必要があったんですか？

子豚

大きなナベにお湯をわかすのには時間がかかりますし、ぼくは、だいたい夕食の時間が早いほうです。

検察官

早いというと？

子豚

まあ、6時少し前には食べ始めることが多いです。

検察官

そうですね。では、湯豆腐を食べるのに、そんなに大きな鍋にお湯をわかす必要がありましたか？もっと小さいナベでもよかったですでしょう？

子豚

湯豆腐は、たっぷりのお湯で作ったほうがおいしいですから。

検察官

それで、結局、湯豆腐は食べたんですか？ オオカミのお母さんの通報で、警察があなたの家に行ったときには、家の中に豆腐はなかったようですけど。

子豚

はい、全部食べてしまいました。

検察官

オオカミの肉を無理やり食べたのにはですか？ 本当は、豆腐なんて置いてなかったんじゃないでしょうか？

子豚

いいえ、そんなことはありません。

検察官

でも、オオカミのお母さんの証言では、あなたの前には、「オオカミのおいしい食べかた」という料理の本が置いてあったというじゃないですか。最初から、オオカミを煮て食べるつもりで、お湯をわかして準備していたんでしょう。ちがいますか？

子豚

ちがいます。ぼくが持っている本は、「オオカミのおいしい食べかた」ではなくて、「オリガミのおかしい折りかた」です。オオカミのお母さんが見まちがえたんですよ。

検察官

確かに、あなたの家には「オリガミのおかしい折りかた」という本がありましたよ。でも、そんな本は、食事をしながら読む本じゃないでしょう。それに、警察があなたの家に入ったとき、暖炉には、紙の燃えカスのような灰があったんです。「オオカミのおいしい食べかた」の本は、オオカミを食べたあとで燃やしてしまったんじゃないですか？

弁護士

裁判長、異議があります。検察官は、想像だけで質問しています。

裁判長

異議を却下します。ここは大切な点ですから、被告人は、「オオカミのおいしい食べかた」という本を燃やしてしまったかどうかについて、答えてください。

子豚

ぼくは「オオカミのおいしい食べかた」なんていう本を持っていたことはありません。

検察官

それなら、暖炉の中にあつた紙の燃えかすのような灰は、いったい何を燃やした灰なのでしょう？

子豚

それは新聞紙だと思います。暖炉の薪に火をつけるときに、新聞紙の火を燃え移らせますから。

検察官

では、最後の質問です。お祭りから帰ってきたあと、オオカミが家にやってくるだろうと予想していましたか？

子豚

オオカミのことですから、来るかもしれないとは思っていました。

検察官

これで質問を終わります。

裁判長

被告人は席に戻ってください。これで審理は終わりです。

では検察官、論告をどうぞ。

検察官

陪審員のみなさん。被告人は、オオカミを煮て食べてしまったことは、認めています。そして、それは正当防衛だったと主張しています。

しかし、本当にそうでしょうか。オオカミが被告人の家に侵入しようとしたことは、たしかに正しくないことでした。でも、それは、被告人のワナにはまったのではなかったでしょうか。なぜなら、被告人は、オオカミが自分の兄ふたりを食べてしまったと思い込み、オオカミのことを「兄の仇」と言っていたのです。被告人のこの言葉は、ジャック・スミスさんがはっきり証言しました。被告人は、仇を討つチャンス、言い換えればオオカミを殺すチャンスを狙っていたのです。

このことを、もう少し詳しく見てみましょう。まず、被告人は、一緒にお祭りに行くというオオカミとの約束を破ったため、オオカミが家にやってくるかもしれないと思っていたことを認めました。そして、夕方の5時前後という、夕食の用意にはまだ早い時間に、オオカミがすっかり入ってしまうような大きな鍋にお湯をわかしはじめたことも認めました。本当に湯豆腐を食べようとしていたのなら、もっと小さな鍋でもよかったはずですよ。



そして被告人は、予想どおり自宅へやってきたオオカミに向かって、わざわざ「君をびっくりさせたのはこの僕さ」などと言ってオオカミを怒らせました。もし、本当にオオカミを恐ろしがっていたのだとしたら、そんなことをオオカミに言うでしょうか？ これは、被告人がオオカミの攻撃を誘った何よりの証拠です。被告人のこの言葉を聞くまで、オオカミはただ、「お祭りに行ったら、樽がころがってきてびっくりした」としか被告人に言っていないのですから、最初から被告人を食べてやろうと思って被告人の家にやってきたわけではないのです。オオカミのお母さんも、オオカミが「ひよっとしたら、子豚は約束の時間をまちがえて、どこかに出かけていたのかもしれないから、もういちど子豚の家に行ってみる。」と言って、家を出て行ったと証言しました。

しかし、オオカミは、被告人の言葉を聞いて激怒し、「エントツから降りていってお前を食べてやる」と叫んだというのです。オオカミは、何度も被告人に約束をすっぽかされたばかりか、被告人に馬鹿にされるようなことまで言われたわけですから、怒るのも無理はありません。オオカミを怒らせたのは、被告人の言葉でした。だから、被告人にとって、オオカミの攻撃は、決して「とっさに迫ってきた攻撃」ではなかったのです。したがって、被告人の行為は、とても正当防衛とは言えません。

まして、オオカミの死体を食べたことについては、被告人は全く弁解できないはずですが、被告人は、「オオカミが生き返ってくるのではないかと思った。」などと言っていました。そんな非科学的な理由で、正当防衛が認められるはずはありません。もし、本当にオオカミが生き返ってくると勘違いしたとしても、そんな勘違いは「仕方のない勘違い」だとは言えません。それに、オオカミのお母さんの証言をみなさんは聞きましたね。お母さんは、被告人が、「オオカミのおいしい食べかた」という本を開いて、おいしそうに舌なめずりしながらオオカミを食べていたと証言しました。この本は被告人の家から見つかりませんでした。被告人の家の暖炉に、紙の燃えカスのような灰があったこと自体は被告人も否定していません。被告人は、その本を燃やしてしまったのかもしれないのですから、本が見つからないからといって、オオカミのお母さんの証言が信用できないということにはなりません。被告人は、最初から、オオカミを煮て食べてしまうつもりで、準備していたのです。

陪審員のみなさん、このように、被告人の殺人罪と死体損壊罪は明らかです。どうか、オオカミのお母さんの悔しさを晴らしてあげてください。

裁判長

弁護人、最終弁論をどうぞ。

## 弁護士

みなさん。「正当防衛」とは何でしょう。たとえ人を殺しても、正当防衛ならば無罪なのは、どうしてでしょう。それは、誰にでも「自分で自分の身を守る権利」があるからです。このことを、よく考えてみてください。

オオカミが、被告人の兄を2匹とも食べてしまったことは明らかです。なぜなら、オオカミが2匹の家を吹き飛ばしてしまったことについては、ジャック・スミスさんという証人がいるからです。そしてオオカミは、今度は被告人にねらいをつけましたが、被告人のレンガの家を吹き飛ばすことができないものですから、なんとか被告人を家の外に誘い出そうとしていました。エントツから被告人の家の中に入ることも、いつかはきっと思いついたことでしょう。

事件の日、たまたま被告人がオオカミを怒らせたのが悪かったのでしょうか。決してそうではありません。オオカミは、その前から被告人を食べるつもりでした。ですから、被告人にできることは、知恵を使ってオオカミをやっつけるか、だまってオオカミに食べられるか、ふたつにひとつしかなかったのです。そして、勇敢にオオカミと戦うことを選んだのです。なぜ、被告人が犯罪者にならなければいけないのでしょうか。

検察官は、被告人がお湯をわかしてオオカミを待ち受けていたと言いました。真実は、そうではありません。被告人がお湯をわかしていたのは、幸運な偶然でした。しかし、もし検察官の言うとおりであったとしても、やはり被告人には正当防衛が成立しなければおかしいのです。「法は、臆病であることを要求しない」という言葉があります。「とっさに迫ってきた攻撃」というのは、「予想できなかった」攻撃だけを言うのではなくて、「予想できたけれども避けることができなかった」攻撃も含むのです。そうでなければ、被告人に「お前は一生オオカミから逃げ回っている。決してオオカミと戦ってはいけない」と命令することになります。みなさんは、かわいそうな被告人にそんなことが言えますか？

また、検察官は、被告人が「オオカミのおいしい食べ方」という本を、燃やしてしまったのだとも言いました。しかし、これを裏付ける証拠は、「被告人がその本を見ていた」というオオカミのお母さんの証言だけです。この証言は、決して信用できるものではありません。午後6時すぎという時間に、あかりのついていない薄暗い家の中を窓からのぞいて、本の題名まで正確に読み取れるはずはありません。また、自分の息子の様子を見に来たら被告人が息子を食べていたというわけですから、冷静でいられたはずありません。実際に被告人の家にあった本のタイトルは「オリガミのおかしい折りかた」なのですから、オオカミのお母さんは、この本を「オオカミのおいしい食べかた」と見間違えたと考えるべきでしょう。

さて、次に、被告人がオオカミを食べてしまったことについても、そのときの被告人の気持ちを想像してみてください。オオカミが子豚を煮たのではありません。子豚がオオカミを煮たのです。煮えたオオカミをみても、被告人は不安でいっぱいだったでしょう。オオカミがピクリと動いて、生き返ってくるように思ってしまったというのも、子豚とオオカミの力の違いを考えれば、仕方のない思いちがいではなかったでしょうか。

たしかに、オオカミのお母さんには、お気の毒なことでした。しかし、今回のことは、オオカミの自業自得としか言いようがありません。正義にかなった判断をお願いします。

#### 裁判長（陪審員への説示）

これから陪審員のみなさんには、評決に入ってもらうことになります。

その前に、まず、みなさんの手元にある用紙に、今の時点で皆さんがどう考えているか、自分の意見を書きこんでください。

決めることは、第1に殺人について有罪か無罪か、第2に死体損壊について有罪か無罪か、このふたつのことだけです。刑罰をどうするかまで決める必要はありません。正当防衛が成立するならば、結論は無罪です。誤想防衛が成立する場合も同じです。

正当防衛も誤想防衛も成立しない場合には、結論は有罪です。この場合、もしも過剰防衛が成立すれば「刑罰を軽くするかどうか」を決めないといけません、今日のところはそこまで考える必要はありません。決めるのは、有罪か無罪か、そのどちらかだけです。

それぞれ、自分の意見を書き込みましたか？

それでは、グループごとに評決を開始してください。評決の時間は〇〇分間です。本当は全員一致で評決しなければいけません、時間が足りなくて、どうしても意見がまとまらないときには、多数決で決めてください。また、各グループには弁護士がひとりずつアドバイザーとしてつきますから、もし何かわからないことがあったら尋ねてください。

また、評決にあたっては、みなさんは、自分の良心だけに従って意見を述べてください。もちろん、ほかの人の意見はよく聞かなければいけません。それによって、自分の考えが変わることもあるでしょう。しかし、最後は、「みんながどう言っているか」ではなく、「自分の良心がどう言っているか」によって判断するのです。

それでは、はじめてください。

評決シート

[評決に入る前の自分の意見]

殺人罪について  有罪と思う  無罪と思う

死体損壊罪について  有罪と思う  無罪と思う

[グループ評決の結果]

殺人罪について  有罪  無罪

死体損壊罪について  有罪  無罪

[メモ]

グループ番号[ ] 学年[ 年] 氏名[ ]

## 裁判官・検察官・弁護士と 話してみよう！

この時間は、この福井の地で、裁判官、検察官、弁護士として仕事をしている若い法律家の方々においでいただきます。

この方々から、それぞれの仕事についてのいろいろなお話を聞いたり、皆さんからの質問に率直に答えていただいたりして、法律家の仕事や裁判の役割について、テレビではわからない実際のところを知っていただきたいと思います。

### ゲストのご紹介

福井地方裁判所 裁判官 たかまつこうじ  
高松晃司さん

福井地方検察庁 検察官 よしただけえみこ  
吉武恵美子さん

福井弁護士会所属弁護士 さんだえみこ  
三田恵美子さん

### MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

第1教室(テーブルA～D)

# 「公平」ってなんだろう

みなさんは、毎日の生活のなかで  
「そんなの不公平」って思ったこと、ありませんか？

でも「公平」ってどんなことでしょう。  
単純に「みんなが同じ」ってということ？  
「違っていても公平」ってということはないのかな？  
逆に「みんな同じなのは不公平」ってということはあるかな？

ルールや法律は「公平」でないと困りますよね。  
でも「公平ってどういうこと？」って、  
わかっているようで意外にむずかしい。

このクラスでは、なんとなくわかっているような  
「公平」について考えてみます。

□1□ まずテーブルリーダーと発表係を決めましょう。

テーブルリーダー ( )さん

発表係 ( )さん

□2□ いまの決めかたのルールは公平でしたか？

公平だと思う

不公平だと思う

▷ 不公平だと思った人 → どうやって決めるのが公平だと思う？

□3□ 今までに「不公平」と思ったことが何かありますか？

▷ どんなときにそう思った？

#### □4□ 公平とか不公平って、どんなときに問題になるもの？

いままでに「こんなの不公平」って思ったときのことを思い出してください。

それは「何かを分ける」ときのことではなかったでしょうか。

その「何か」は、いいもの(みんなが欲しがるもの・やりたがること)だった？

それとも、悪いもの(みんなが嫌がるもの・やりたがらない仕事)だった？

▷ どんな「もの」や「こと」を分けるときのことでしたか？

▷ その「もの」や「こと」は、いいものだった？ 悪いものだった？

#### □5□ 公平って「みんな同じ」っていうこと？

「公平」って、なにかを分けるときの考え方なんでしょ？

なら「みんなが同じになるように分ける」のが「公平」ってことじゃないかな。

でも、もし分けられないときは？

(テーブルリーダーは、みんなで5分の1とか6分の1とかずつやるってわけにもいかないよね。)

そして、分けられるもの(や仕事)でも、いつも「みんな同じ」が公平かな？



## □5□ これって公平？ それとも不公平？

### 例1. タナカくんのおうちでの会話

弟(ジロウ)	「おなかすいた」
お母さん	「カップめんがひとつ残ってるわよ。」
兄(タロウ)	「あっ、それ、食べないで残しといてよ。試験勉強で今晚遅くなるんだから、夜食に食べたいよ。」
お母さん	「じゃあ、もうすぐごはんだからジロウは我慢しなさい。」
弟(ジロウ)	「やだ、僕だってカップめん食べたい！」
お母さん	「今日はだめよ。タロウの夜食がなくなるから。ジロウには、明日また買っておいてあげるからね。」

- ▷ 「なにを」分けることが問題になっていますか？
  
- ▷ お母さんは、公平だと思いますか？ 不公平だと思いますか？
  
- ▷ 公平だと思った人 → お母さんは、カップめんをタロウ君とジロウ君に半分ずつあげたわけではありませんよね。  
タロウ君とジロウ君の扱いが違っていても「公平」だと思うのは、どうしてかな？
  
- ▷ 不公平だと思った人 → あなたがお母さんだったら、どうしますか？

## 例2. ヤマダくんのおうちでの会話

お父さん	「おい、タロウ、ちょっとタバコ買ってきてくれよ。」
兄(タロウ)	「なんで、いつも俺ばかりに言うんだよ。 たまにはジロウにも行かせたっていいだろ。」
お父さん	「無理だよ、ジロウは小学1年生なんだから、あぶなくて、 まだひとりで買い物になんか行かせられないよ。ぶつぶつ 言ってないで、早く行きなさい。」

- ▷ 「なにを」分けることが問題になっていますか？
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- ▷ お父さんは、公平だと思いますか？ 不公平だと思いますか？
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- ▷ 公平だと思った人 → お父さんは、買い物の仕事をタロウ君とジロウ君に半分ずつやらせたわけではありませんよね。  
タロウ君とジロウ君の扱いが違っていても「公平」だと思うのは、どうしてかな？
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- ▷ 不公平だと思った人 → あなたがお父さんだったら、どうしますか？

### 例3. サトウさんのおうちでの会話

姉(サクラ)	「やったあ、デザートはメロンだね？」
お母さん	「このまえ、サクラがおじさんの家の庭のそうじを手伝ったでしょう？ おじさん、とても喜んで、お礼に持ってきてくれたのよ。お父さんは遅くなるっていうから、デザートに3人でいただきますよ。」
妹(モモコ)	「4つに切った？ 最後のひと切れは誰が食べるの？」
お母さん	「そうね、サクラががんばった御礼のメロンなんだから、サクラがふた切れ食べたら？」
妹(モモコ)	「え〜っ、そんなの不公平！」

- ▷ 「なにを」分けることが問題になっていますか？
  
- ▷ お母さんは、公平だと思いますか？ 不公平だと思いますか？
  
- ▷ 公平だと思った人 → お母さんは、メロンをサクラさんとモモコさんに同じだけあげたわけではありませんよね。  
サクラさんとモモコさんの扱いが違っていても「公平」だと思うのは、どうしてかな？
  
- ▷ 不公平だと思った人 → あなたがお母さんだったら、どうしますか？

## □6□ イトウ家の問題を考えてみよう。

なにかを分けるときに、必ず「みんなが同じになるように」分けることだけが「公平」とは限らない、ということがわかったかな？

「同じでなくても公平」になる理由としては、なにがありましたか？

1.

2.

3.

それでは、グループで話し合っ、次のイトウさんの家のテレビゲームの時間を、お兄さんのシロウ君と弟のゴロウ君に「なるべく公平に」分けてください。

イトウさんの家では、こどもたちのテレビゲームの時間は、毎週日曜日の午後1時から6時までの5時間だけ、と決まっています。

でも、シロウ君とゴロウ君はそれぞれやりたいゲームがちがうので、いつもテレビゲーム機のとりにあひになります。

そこで、イトウさんのお父さんとお母さんは、話し合っ、シロウ君がゲーム機を使う時間は何時間、ゴロウ君がゲーム機を使う時間は何時間、と決めることにしました(その合計は、もちろん5時間です)。

さて、シロウ君は、高校入試をひかえた中学3年生です。ゴロウ君は、中学校1年生で、まだ勉強はそんなにいそがしくありません。

シロウ君は、受験生なので今は毎日勉強、日曜日のゲームだけが息抜きです。ゴロウ君は、平日にときどき友達の家へ行っ、テレビゲームで遊んでるようです。

そのせいか、ゴロウ君は最近、少し視力が落ちてきました。

このあたりを考えながら話し合ってみよう

- ▷ 「何を分ける」ことが問題になっていますか？
  
- ▷ それは「いいもの」？ それとも「いやなもの？」
  
- ▷ それを「誰と誰の間で」分けることが問題になっていますか？
  
- ▷ そのふたりには、それをもらいたい「必要性」に違いがあるかな？
  
- ▷ そのふたりの間では、もらったものを使う「能力」に違いがあるかな？
  
- ▷ そのふたりの間では、それを「たくさんもらうのがふさわしい」とか「たくさんもらうのにはふさわしくない」という点に違いがあるかな？
  
- ▷ シロウ君とゴロウ君に何時間ずつテレビゲームの時間をあげますか？

シロウ君に (        )時間  
ゴロウ君に (        )時間

合計5時間

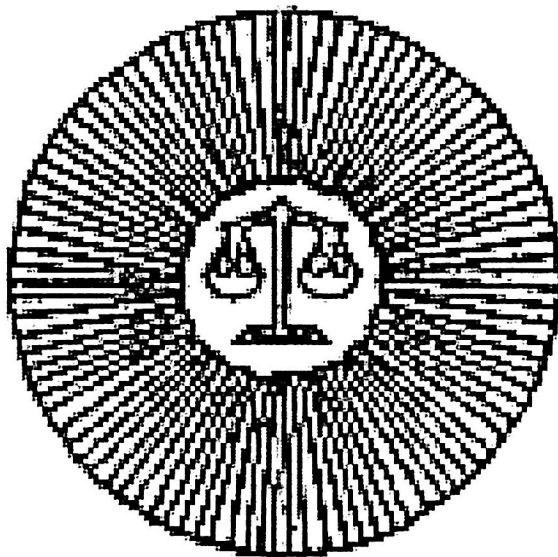
第2教室(テーブルE~H)

# 「ペナルティ」を考える

「正義」って何？ そう問われたら皆さん何て答えますか？  
大人の人でも、改めて問われてみると、そう簡単に答えられる人はいません。

この授業では、「不正(悪)を正す」という観点から「正義」について考えてみます。

まずは「不正=悪」とは何かという問題から入っていく必要があるようです……。



■ この時間のテーマ

「正義の味方」って誰(何)を思い浮かべますか？

それらの人やヒーローたちに共通する点は何だろう？

■ 「悪＝不正」って何だろう？

「悪者」ってどんなことをする(しようとしている)？

それらの行為に共通する点は何だろう？

「何が幸せか」は人によって違うけど…  
みんなが「それぞれの幸せ」を追求するために大切なものは？

---

---

---

---

悪(不正) =

## ■ 「悪とたたかう」「不正を正す」ってどういうこと？ どうすればいい？

悪(不正)の意味から考えてみよう！

---

---

「正義」のためにペナルティ(罰)を与えるときに考えなければならないこと

ワークシートを使って考えてみよう！

[1]

---

[2]

---

[3]

---

[4]

---

他にも

---

他にも

---

## ■ テーブルディスカッション

設例について考えてみよう！

## ■ まとめ

必ずしも「正解」はない。

「自分の頭で考える」ことが大切。

考える基準(の一部)を勉強しました。

基本は「みんなの幸せ」、「個人の尊厳(そんげん)」



## ワークシート

次のうち、ペナルティを重くすべきだと思うほうに○をつけてください。

[1]

- ( ) イチローくんは、カズオくんが走っているときに、ふざけて足を出して引っかけたら、カズオくんは、ころんで、ひざをすりむきました。
- ( ) イチローくんは、カズオくんが走っているときに、ふざけて足を出して引っかけたら、カズオくんは、ころんで足の骨を折って入院してしまいました。

[2]

- ( ) あゆみさんは、ヒカルさんとロげんかになり、頭にきて、思わず、手にもっていたコップの中の水をヒカルさんに向けてかけてしまいました。ヒカルさんのお気に入りの白いスカートが水でぬれました。
- ( ) あゆみさんは、ヒカルさんとロげんかになり、頭にきて、思わず、手にもっていたコップの中のコーラをヒカルさんに向けてかけてしまいました。ヒカルさんのお気に入りの白いスカートにコーラがかかって、洗っても落ちないシミになってしまいました。

[3]

- ( ) ヒデキくんは、校舎の近くでキャッチボールをしているときに、コントロールミスで暴投してしまい、校舎の窓ガラスを割ってしまいました。
- ( ) ヒデキくんは、気分がむかついていたので、腹いせに校舎の窓に向けてボールを投げつけ、窓ガラスを割りました。

[4]

- ( ) シンゴくんは、友だちをなぐってけがをさせましたが、そんなことは初めてでした。
- ( ) シンゴくんは、よくみんなをなぐっていますが、また友だちをなぐってけがをさせました。

## テーブルディスカッション

フクイ小学校6年生のナカムラ君が、ある日、ゲームソフトショップで、人気のゲームソフトを2本万引きして、店を出たところで捕まってしまいました。店から連絡を受けたナカムラ君のお母さんが店に行ってみると、ナカムラ君が万引きしたゲームソフトは、2本とも同じものでした。不思議に思ったお母さんが、ナカムラ君に理由をたずねたら、ナカムラ君は「実は、同じクラスのナカタ君に、ゲームソフトを万引きしてこいと言われたので、1本はナカタ君に渡すつもりだった」と告白しました。ナカムラ君のお母さんは、びっくりして担任のオノ先生に連絡しました。オノ先生がナカムラ君とナカタ君から事情をきいてみると、ふたりは次のように言いました。

ナカムラ君

僕は、5年生のときからナカタ君にいじめられていました。今までにも、ナカタ君に言われて、同じ店で3回万引きしたことがあり、今度が4回目です。盗んだものは、そのままナカタ君に渡していました。言うことをきかないとなぐられると思い、断れませんでした。今回は、どうせ万引きするのならと思って、自分が使う分もいっしょに盗みましたが、自分の分も盗んだのは今度がはじめてです。今回盗んだゲームソフトは、そのまま店に返しました。

ナカタ君

最初は、軽い気持ちで、ゲームソフトを万引きしてこいと言ったら、ナカムラ君が本当に万引きしてきたのでびっくりしました。それで、新しいゲームソフトがほしくなると、ナカムラ君に「万引きしてこい」というようになってしまいました。ナカムラ君をなぐったことは2～3回くらいありますが、ナカムラ君が万引きを断ったからなぐった、ということはありません。

ゲームソフトショップのおじさんは、「今回だけは警察には言わないでおくから、学校のほうで、きちんとふたりに罰を与えてください。」と言っています。

…ということで、担任のオノ先生は、ふたりにどんなペナルティを与えたらよいか悩んでいますが、今のところは、ふたりそれぞれに何日間かの期間を決めて、毎朝学校に来る前に、そのお店の前の道路を掃除させることにしようかと思っています。

ディスカッション結果記入用紙

ナカムラ君に対するペナルティ	ナカタ君に対するペナルティ
<p>お店の前の道路そうじ</p> <p style="text-align: right;">日</p>	<p>お店の前の道路そうじ</p> <p style="text-align: right;">日</p>
<p>そう考えた理由</p>	

# ミニ・フォーラム

## ～法教育の可能性を考える～

平成 16 年 8 月 6 日（金）

於 国際交流会館

主催 福井弁護士会

後援 福井県教育委員会 福井市教育委員会

（福井市教職員課題別研修 2004 指定講座）

## ミニ・フォーラム

### 1. 基調報告(1) ー法律家からみた『法教育』の意義ー

弁護士(福井弁護士会)

日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会 副委員長

金沢大学大学院法務研究科 教授

野坂佳生氏

### 2. 基調報告(2) ー社会科教育からみた『法教育』の意義ー

福井大学教育地域科学部社会系教育講座 助教授

法務省「法教育研究会」委員(教材作成部会員)

橋本康弘氏

### 3. 意見交換会

模擬授業を受けていただいたうえでの御感想・御意見

教育現場における実践上の課題

教育者と法律家との連携のありかた

## 法教育ミニ・フォーラム 「ルール策定」



### 概要

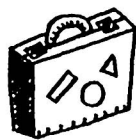
ジュニア・ロースクール「ルール策定」の時間を通じて、学習してもらいたい点は、以下の点です。これらの学習目標を達成できるように授業を進行してください。

1. ルールの策定による課題の解決を通じて、「ルールによる利害の調整」を行うためのスキルと態度を身につける。
2. 「ルールを評価する」という視点を獲得し、ルールの評価基準を身につける。その評価基準を用いて、ルールを評価することができる。
3. 社会や集団内においてルールの果たす役割を理解する。
  - (ア) 利害調整という役割（集団内における利益または負担の配分）
  - (イ) 集団構成員の安全の確保という役割



### 教材

	チェック
<b>配布するもの</b>	
<input type="checkbox"/> ルール_リーダー指名書.doc	◆
<input type="checkbox"/> ルール_チェックシート.doc	◆
<input type="checkbox"/> ルール_ルール作り.doc	◆
<input type="checkbox"/> ルール_ルール作りワークシート.doc	◆
<b>用意するもの</b>	
<input type="checkbox"/> 黒板	◆
<input type="checkbox"/> ゴミ箱（中にはゴミをたくさん入れておきましょう）	◆
<input type="checkbox"/> 大き目のメモ用紙（画用紙などでも可）	◆
<input type="checkbox"/> 筆記用具	◆



## 準備

- 教室には、グループごとに着席でき、話し合いができるように机を合わせてテーブルを作ります。
- 話し合いの結果は教室全体で共有することとなりますので、発表者の顔が見えるように机を配置してください。
- 授業が始まる時にはグループごとに着席し、ディスカッションしやすいようにします。
- 授業の最初に、グループごとに封筒に入った「ルール\_リーダー指名書」を1枚ずつ引いてもらいます。グループの数よりやや多く封筒を用意しておいて下さい。
- 子どもたちが話し合いに集中しやすいように備品などの準備をします。例えば、椅子を用意したり、グループごとにドリンクとコップを用意したりして、話し合いに集中できるようにするといいでしょう。
- ゴミ箱の中にはゴミをたくさん入れておいてください。ゴミ箱は、ゴミの集積所のシンボルとして利用します。ゴミの集積所の場所を決めるケーススタディを行うときに、参加者にリアルな感覚を与えるための小道具となります。



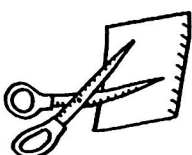
### オープニング(5分)

授業の概要について生徒たちに説明してください。

今回の授業では、家庭や学校、社会などに存在するルールについて考えてみます。ルールはどうしてなくてはならないのか、ルールを作るときにはどのような点に注意をすればいいのかなどを考えます。

授業の最後に、身につけた知識を使って、あることについてのルールを決めてもらいます。

- 授業の説明をする



### リーダーを決定する(10分)

参加者達をグループごとに分かれて席に座らせてください。今回の授業では、このグループごとにさまざまなことを一緒に学び、考え、ルールを作っていくということを参加者に伝えてください。

最初に、グループのリーダーを決めたいと思います。グループのリーダーを決めるルールがすでに用意されていることを参加者達に伝えてください。

インストラクターは、各グループに1枚ずつ「ルール\_リーダー指名書」の封筒を配布して下さい。このとき、参加者に封筒をひいてもらっても、先生が1枚を選んで手渡してもかまいません。封筒を開けて中を見ないように、参加者に注意をしてください。

すべてのグループに封筒が行き渡ったら、先に以下のことを説明して下さい。

- グループごとに着席する
- グループのリーダーを決める
- グループのリーダーを決めるルールがあることを伝える
- ルール\_リーダー指名書が入った封筒を配布する
- リーダーを決めるルールについて説明をする

- この封筒の中には、グループのリーダーを決めるルールが書かれた紙が入っています。
- 封筒の中に書かれたルールに従ってリーダーになった人は、リーダーとしての仕事を果たさなくてはなりません。



説明が終わったら、封筒を開けてもらいます。中に入っているルールに従って、各グループでリーダーを決めてもらいます。リーダーが決まったら、各グループのリーダーに起立してもらってください。それぞれのリーダーに、どんなルールでリーダーが決められたのか、封筒の中の紙に書いてあったことを大きな声で読んでもらってください。

各リーダーに封筒から出てきたルールを読んでもらった後、そのルールについてどう思ったかを質問してみてください。

そこで、なるべくそのルールに対する不満を引き出すようにしてください。例えば、「この決めかたは不公平だ」「たまたま僕が封筒を受け取っただけなのに…」など不満が出てくるでしょう。これらの不満に対しては、「では、そのルールをどのように変えればもっとよいルールになるか」という視点を意識してもらうように(ここでその答えまで引き出す必要はありませんが)話を展開してください。



### ルールについて考えてみる (15分)

それぞれのグループリーダーを決めたルールを発表してもらいました。ルールの中には、ちょっと不公平だと思われるようなものもあったようだ、ということに参加者に問題提起してください。

リーダー役に決まった人は、グループをまとめていくというとても大変な仕事をするようになります。これはやりがいはもちろんありますが、リーダーには負担がかかります。もちろん、立候補してくれる人がいる場合は問題ありませんが、もし立候補する人がいない場合には、負担を引き受けてくれる人を決めるためのルールが必要になります。

これが、「集団内における利益または負担の公正な配分」というルールの社会的役割のひとつです。

- 封筒を開けて、リーダーを決める
- 各グループのリーダーを決めるルールを読んでもらう
- ルールについてどう思ったかを質問する
- ルールについての不満を引き出す
- 不満に対して、どうすればよりよいルールになるかという視点を引き出す

- ルールには時として不公平なものもある、と問題提起する

このように、集団の構成員内で負担を配分するルールを素材として、「ルールに必要な性質とは何か」をグループでディスカッションして考えてみることを、参加者に伝えてください。

ハンドアウト「ルール・チェックシート」をグループに1枚ずつ配布してください。

□ ルールを決めるときに必要なことは何かをグループで話し合う

□ ルール\_チェックシートを配布する

### ルール\_チェックシート.doc

ジュニア・ロースクール  
「ルールに必要なこと」

グループ名	
-------	--

グループでリーダーを決めなくてはなりません。  
封筒の中に入っていたルールに従って、リーダーを決めました。

あなたのグループのリーダーを決めたルールは？

このルールの目的は何でしょうか？

このルールには、よくないところがありますか？どんなところでしょうか？

このルールをもっと良いルールにしようとしたら、どのように変えればいいと思いますか？

5分間、各グループで話をする時間があることを伝えてください。リーダー役の人を中心に、「ルールに必要な性質」を考えていきましょう。

□ 各グループで5分間、話し合いをして、チェックシートに結果を記入する

1. あなたのグループのリーダーを決めたルールは？  
封筒から出てきたルールをここに書いてください。
2. このルールにより目的は達成できたでしょうか？  
封筒から出てきたルールが作られた目的は「リーダー

を決めること」でした。しかし、その結果について集団構成員が納得できなければ、リーダーが責任を果たすことは困難でしょう。ルールを適用した結果、リーダーが決まり、皆がその結果に納得したでしょうか。

3. このルールには、よくないところがありますか？ どのところででしょうか？

このルールにある良くないところはどんなところかを話し合って書きましょう。例えば、「ただの運試しでしかない」「不公平」「ルールがあいまいで使い物にならなかった」などが考えられます。もし、参加者が書きにくそうであれば、これらの例を提示してください。

4. このルールをもっと良いものにしようと思ったら、どのように変えれば良いと思いますか？

このルールを改良するとすれば、どこを変えれば良いのかを考えてみましょう。3番目の項目で出た良くないところを改善するように考えれば良いでしょう。

グループごとに話し合いができたなら、それぞれのグループで話し合った結果を発表してもらいます。順番にリーダーに発表をしてもらってください。

□ 話し合いの結果をリーダーに発表してもらおう

インストラクターは、ルールを決めるときに必要なことについてのコメントをしてください。ルールを決めるときには、以下の点について気をつけて考えるようにしましょう。

□ ルールを決めるときに必要なことについてコメントをする

- 1) ルールを決める目的を明確に意識する。
- 2) ルールが目的を達成するための性質を意識する。

内容が明確であること。

公正である（全員に適用される）こと

実効性がある（皆が従う気になる）こと

ここでのコメントは、自分達でルールを考えるときに、参加者が実践的に使える知識となります。その点を踏まえてコメントをするようにしてください。



### ルールの策定「ごみ集積所」(5分)

リーダーを決めたときのルールを考えて、ルールを作るときに考える必要があることとルールの良し悪しの見方について考えてみました。これらのことを知った皆さんには、自分たちでルールを作ることができるはずですよ。ひとつ、実際の問題を解決してもらいたいと思います、と参加者に伝えてください。

インストラクターは、ケースの説明を始めましょう。インストラクターは、教室にあるゴミ箱（注：なるべくたくさんのごみを入れておいてください）を持ち歩きながら説明を始めてください。

ハンドアウト「課題・ルール作り」を配布してください。ハンドアウトの内容に即して、それぞれのグループのテーブルの傍にゴミ箱を置いてみながらインストラクターは説明を続けてください。

- ルールを作るときに考える必要なことと良し悪しの見方を復習する
- 実際の問題を解決してもらったことを伝える
- 教室にあるゴミ箱を持ちながら、ケースの説明を始める
- ルール\_ルール作りを配布する

### ルール\_ルール作り.doc

ジュニア・ロースクール  
「ルール作り」

ハウリツ町では、いま、ある問題が起こっています。ハウリツ町にあった工場がとり壊され、そこに新しく住宅を建てて売り出しました。そこに新しい住民が引っ越してきて、街が大きくなりつつあります。

問題と言うのは、町内のゴミ置き場のことでした。この町内のごみ集積所は、今まで一之瀬さんの家の前にありました。しかし、新しく引っ越してきた五木さんが燃えないゴミの日に間違えて生ゴミを出してしまったのです。回収されなかったゴミをカラスと野良猫が荒らし、近所には生ゴミの臭いが広がりました。

もちろん、五木さんに悪気はなく、町内の人に謝って問題は解決したかに思えたのですが…。

【1】  
このことをきっかけに、一之瀬さんが

「私はこれまで長い間、自分の家の前にゴミ置き場があるのを發見してきました。これからまた新しい人たちが引っ越してきてゴミの量が増えますし、この機会に、ゴミ置き場の場所を変えてもらえませんか？」

と言い始めました。一之瀬さんの両隣の家など、今のゴミ集積所の近くに住む人たちも、この提案に賛成しています。

◆ ◆ ◆

自分達のいるところの傍に、迷惑になるものを置かれたときに嫌な感じがすることを、参加者に実感させてください。また、他のグループの人も同じように嫌がるのだということがわかるように、ゴミ箱をほとんどすべてのグループの傍に置いてみるようにしてください。



### グループディスカッション(10分)

ハンドアウト「課題・ルール作り」の2枚目の課題を読んで、町内のどこにゴミ集積所を作るかを決定するルールをグループ内で考えましょう。

- 「ルール\_ルール作り」2枚目の課題を読む

### ルール\_ルール作り 課題

**【課題】**

町内会長の小泉さんをはじめ、町内会の役員さんたちは、この問題を解決するために町内のゴミ置き場を決めるためのルールをつくらなければならなくなりました。  
ルールを作る目的と良いルールの条件の2つを考えながら、それぞれのグループでルール案を作って提案してください。

どのようなルールを決めたらいいか、グループの中で話し合しましょう。ハンドアウト「ルール作り・ワークシート」を配布してください。

- どのようなルールを決めたらいいか、グループ内で話し合う
- 「ルール\_ルール作りワークシート」を配布する

### ルール\_ルール作りワークシート.doc

ジュニア・ロースクール 「ルール作り ワークシート」	
グループ名	
■ゴミ集積所を決めるルール	
■このルールの良い点	
■このルールのあまり良くない点	

グループで考えたルールを「ゴミ集積所を決めるルール」の欄に書き込みましょう。グループの中で「このルールがいい！」と決まるまでには、さまざまなアイデアが出ると思います。途中のアイデアについては、テーブルにおいてあるメモ用紙と筆記用具を使って書き、グループみんなで考えていきましょう。

例えば、「町内会長に任せる」や「全員が納得した場所に決める」「2ヵ月ごとの持ち回りにする」「場所はそのままで掃除当番制を導入する」などさまざまなルールが出ると思います。もし、決め方のルールについて参加者達が具体的に考えられていない場合には、こういった解決策の例を紹介してください。

グループディスカッションの結果は、後で発表をしてもらいます。発表をするときには、自分達のグループのルールの決め方がいちばんいい！ということを他のグループに対してアピールしてもらうことになります。

そのために、「このルールの良い点」の欄に、どのような点が自分達の考えたルールでは良い点なのか、ということをしかりと説明できるように書いておきましょう。「このルールで行きましょう！」と説得ができるだけの根拠が必要で

□ グループで考えたルールを記入する

□ グループディスカッションの結果は後で発表してもらうことを伝える

□ 提案するルールの良い点をしかり整理しておくように伝える

す。それがきちんと話し合われるように、インストラクターはグループのテーブルを周って、助言をしてあげてください。

また、ルールにはどうしても短所も生まれてしまうと思われ  
 れます。自分達が考えたルールの「あまり良くない点」もし  
 っかり見つけておくように、参加者に伝えてください。この  
 「あまり良くない点」を「このルールの良い点」が越えてい  
 れば、それでいいのですから、この部分の比較は非常に大切  
 です。

各グループで考えたルールについて、発表の準備をするよ  
 うに伝えてください。発表の持ち時間は各グループ1分間で  
 す。この1分間で、自分達のグループが考えた「ゴミ集積所  
 の場所を決めるルール」と、そのルールがいいと思う根拠を  
 発表してもらいます。

- 提案するルールの短所につ  
いても、考えておく

- 発表の準備をする



### 発表(10分)

グループで行ったディスカッションの結果を発表しても  
 らいます。どのようにしてゴミ集積所の場所を決めるべき  
 か、ルールをそれぞれのグループから発表してもらいます。  
 自分達のグループで考えたルールの決め方が、いちばんいい  
 ということを説明する形で発表をするように、最後にもう一  
 度確認をしてください。

各グループ1分ずつの発表を始めてください。インストラ  
 クターは、それぞれのグループの発表者が、効率よく発表で  
 けるように進行を行ってください。

すべてのグループの発表が終了したら、どのグループが提  
 案したルールにいちばん賛成できるかを、参加者全員で投票  
 してください。

ルールについては、最も支持された提案が必ずベストと言  
 うわけではありませんが、多くの人に支持されたと言うこと  
 は、それだけ説得力があったということで、きちんと理由を  
 考えて説明できたことが勝因であったことを参加者に伝え  
 てください。

各グループの発表内容についてのコメントは、すべてのグ

- ディスカッションの結果を發  
表してもら

- 各グループ1分間の発表を  
する

- どのグループの提案にいち  
ばん賛成できるか投票する

- 最も支持された提案を称え  
る

- 発表内容についてのコメント

ループの発表が終わってから、インストラクターからまとめてするようにしてください。そのため、各グループの発表についてのコメントをインストラクターは書き留めておくようにしてください。

は、最後にまとめて発表する



### まとめ(5分)

これで、ジュニア・ロースクール「ルール策定」の授業は終了です。最初にいい加減なルールでもって決められてしまい、大変な仕事を1時間やってきた各グループのリーダーを称えてあげてください。

ルールの目的や、ルールの良し悪しなどさまざまな面から見てきたことを確認しましょう。

最後に、あくまで「みんなのためにルールがある」のであって、「ルールのためにみんながいる」のではないということに参加者に伝えてあげてください。みんなのためにいいルールを考えていくということの大切さと大変さを、この授業で学べたことと思います。

□ 授業のまとめをする

□ ルールの存在意義について話をする



テーブルリーダーは、  
メンバーのなかで「いちばん顔のいい人」がつとめるべし。

テーブルリーダーは、  
メンバーのなかで「いちばん頭のいい人」がつとめるべし。

テーブルリーダーは、  
「この封筒を開いた人」がつとめるべし。

テーブルリーダーは、  
「この封筒を開いた人」以外の最年長者がつとめるべし。

テーブルリーダーは、  
テーブルリーダーに立候補した人がつとめるべし。

テーブルリーダーは、  
この封筒を開いた人の右隣の席の人がつとめるべし。

**【3】**

新しく法永町内に引っ越してきた人たちは、こう言っています。

「新しく建った住宅といっても15～6軒くらいのもので、そんなにたくさんの人たちが引っ越してくるわけじゃないでしょう。今のままでいいじゃないですか。」



**【課題】**

町内会長の小泉さんをはじめ、町内会の役員さんたちは、話し合いで解決できないものかといろいろ努力してみましたが、一之瀬さんグループ、三橋さんたちの旧住人グループ、五木さんたち新しい住民グループの間の意見が対立し、なかなか簡単には解決できません。そこで、この問題を解決するために町内のゴミ集積所の場所を決定するルールをつくらなければならなくなりました。

「ルールを作る目的」と「良いルールの条件」の2つを考えながら、それぞれのグループでルールの案を作って、提案してください。

## ルール・チェックシート

グループ名	
-------	--

グループでリーダーを決めなくてはなりません。  
封筒の中に入っていたルールに従って、リーダーを決めました。

あなたのグループのリーダーを決めたルールは、どんなルールでしたか？

--

そのルールは目的を果たしましたか（リーダーが決まり、皆がその結果に納得しましたか）？

--

そのルールにはよくないところがありますか？どんなところでしょうか？

--

このルールをもっと良いルールにしようとしたら、どのように変えれば良いと思いますか？

--

## 法教育ミニ・フォーラム 課題「ルール作り」

ここ法永町では、ある大きな工場が最近とりこわされ、その跡地に、新しい住宅がたくさん建って売り出されています。それらの住宅には、新しい住民が引っ越してきて、町内に住む人の数が増えつつあります。

この町に、いま、ある問題がおこっています。問題と言うのは、町内のゴミ置き場のことです。この町内のごみ集積所は、今まで一之瀬さんの家の前にありました。ところが、新しく引っ越してきた五木さんが、ある日、燃えないゴミの日に間違えて生ゴミを出してしまったのです。回収されなかったゴミをカラスと野良猫が荒らし、近所には生ゴミの臭いが広がりました。

もちろん、引っ越してきたばかりで、ゴミを出す日を間違えた五木さんに悪気はなく、町内の人に謝って問題は解決したかに思えたのですが…。

### 【1】

このことをきっかけに、一之瀬さんが

「私はこれまで長い間、自分の家の前にゴミ置き場があるのを我慢してきました。これから、どんどん新しい人たちが引っ越してきてゴミの量も増えますし、この機会に、ゴミ置き場の場所を変えてもらえませんか？」

と言い始めました。一之瀬さんの両隣の家など、今のゴミ集積所の近くに住む人たちも、この提案に賛成しています。



### 【2】

しかし、古くからこの町内に住んでいる三橋さんたちは、こう言います。

「新しい人が引っ越してくるからと言って、私達の家の前にゴミ集積所が来るのはいやだわ。引っ越してきた人たちの分のゴミが増えるわけだから、新しい住宅地の中にゴミ集積場を移動したらどうですか？」



## 「ルールづくり」 ワークシート

グループ名	
-------	--

### ■ゴミ集積所の場所を決めるルール

--

### ■このルールの良い点をアピールしてください。

--

### ■このルールに欠点はありませんか。あまり良くない点があれば記入してください。

--